

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年3月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番吉原経夫議員、12番下方繁孝議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（松本英隆君）

6番松本です。議会運営委員会は令和2年2月26日に開会し、令和2年3月定例会の会期を本日3月4日から24日までの21日間と決定しましたので御報告申し上げます。以上です。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から3月24日までの21日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの21日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第1号から日程第8、議案第6号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第1号大治町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第2号大治町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

大治町固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和

2年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第3号大治町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令

和2年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第4号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、一般職の給与の改定状況、他団体との均衡を踏まえて議員報酬月額を改定を行うためでございます。

議案第5号大治町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、一般職の給与の改定状況、他団体との均衡を踏まえて給料月

額の改定及び地域手当の廃止を行うためでございます。

議案第6号大治町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について。

大治町精神障害者医療費支給条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、精神障害者医療費の支給範囲の拡充を図るほか、所要の規定の整理を行うためでございます。

○議長（横井良隆君）

日程第9、議案第7号から日程第11、議案第9号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第7号令和元年度大治町一般会計補正予算。

令和元年度大治町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3131万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億2298万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の継続費の変更は、第2表継続費補正による。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

第4条、既定の地方債の追加は、第4表地方債補正による。令和2年3月4日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、民生費において、子育て支援施設設計委託料として835万5000円を計上し、施設型教育・保育給付費等委託料を2300万円増額し、教育費において、全ての小学校の校内通信ネットワーク整備工事として3451万8000円を、大治中学校の校内通信ネットワーク整備工事として1498万2000円を計上し、大治中学校夜間照明設備設置工事として2567万4000円を増額するものでございます。

これらの財源として、町税、国・県支出金、寄附金、諸収入及び町債を充てるものでございます。

また、今回の補正により生じた剰余一般財源6557万2000円を財政調整基金の積立

金として増額するものでございます。

議案第8号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算。

令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4439万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6706万円、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1737万5000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年3月4日提出、大治町長。

今回の補正の保険事業勘定における主な内容は、歳入について、負担金内示に伴い国庫支出金を1241万6000円、支払基金交付金を1962万2000円、県支出金を1235万5000円増額するものでございます。

歳出については、保険料の剰余金を介護給付費準備基金に積み立てするものでございます。

介護サービス事業勘定におきましては、歳入について、サービス利用者が減ったため介護給付費収入を58万円減額し、繰越金を70万2000円増額するものでございます。

歳出については、居宅サービス事業費を12万2000円増額するものでございます。

議案第9号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年3月4日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、市町村下水道事業費補助金として40万円の交付決定があったため下水道事業費の財源更正を行うためでございます。

○議長(横井良隆君)

日程第12、議案第10号から日程第17、議案第15号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(村上昌生君)

議長。

○議長(横井良隆君)

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第10号令和2年度大治町一般会計予算。

令和2年度大治町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95億5900万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5000万円と定める。

第6条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月4日提出、大治町長。

令和2年度の一般会計の予算は、前年度当初予算と比較して6億5300万円増の総額95億5900万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、総務費において、電子計算業務費2億7849万7000円を初めとして11億8240万4000円、民生費において、心身障害者事業費7億3693万4000円、福祉医療費6億7785万8000円、保育所運営費9億6476万5000円を初めとして43億4500万9000円、衛生費において、感染症対策事業費1億1337万2000円、塵芥処理事業費3億8186万2000円を初めとして8億1258万5000円、土木費において、下水道整備事業費3億4895万1000円、公園整備事業費1億2395万9000円を初めとして10億2253万6000円、消防費において、海部東部消防組合負担金3億1711万1000円を初めとして4億582万2000円、教育費において、小学校費2億1989万1000円、中学校費1億3529万8000円、スポーツセンター運営管理費2億8659万1000円を初めとして10億5045万1000円、公債費として、元利償還金4億7821万4000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、町税として39億5212万8000円、地方消費税交付金6億円、地方交付税7億2000万円、国・県支出金として22億9986万4000円、町債5億9210万円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第11号令和2年度大治町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度大治町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億8125万3000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月4日提出、大治町長。

令和2年度大治町国民健康保険特別会計予算は、前年度当初予算と比較して3109万9000円減の総額28億8125万3000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費として19億374万6000円、国民健康保険事業費納付金として9億1287万5000円、保健事業費として2740万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国民健康保険税として6億4718万8000円、国庫支出金として814万1000円、県支出金として19億807万2000円、繰入金として2億8958万6000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第12号令和2年度大治町土地取得特別会計予算。

令和2年度大治町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和2年3月4日提出、大治町長。

令和2年度の土地取得特別会計の予算は、前年度当初予算と同額の総額20万円とするものでございます。

この会計では、土地開発基金への積み立てに要する経費を計上するものでございます。

議案第13号令和2年度大治町介護保険特別会計予算。

令和2年度大治町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5873万6000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1782万円と定める。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金

額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月4日提出、大治町長。

令和2年度大治町介護保険特別会計の予算は、保険事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して2億4585万3000円増の18億5873万6000円とし、介護サービス事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して56万7000円増の1782万円とするものでございます。

保険事業勘定における歳出の主な内容は、保険給付費につきまして、本年度における対象サービス量を見込み、介護サービス等諸費として15億9706万2000円、介護予防・生活支援サービス事業費として7179万円、包括的支援事業費として2444万4000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、保険料として4億2498万6000円、国庫支出金として3億3189万6000円、支払基金交付金として4億8534万8000円、県支出金として2億7492万7000円、繰入金として3億4151万9000円をそれぞれ計上するものでございます。

また、介護サービス事業勘定における歳出の主な内容は、一般管理費として1459万4000円、居宅介護サービス事業費として321万9000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、介護給付費収入として1330万5000円、基金繰入金として450万8000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第14号令和2年度大治町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度大治町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3696万7000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和2年3月4日提出、大治町長。

令和2年度の後期高齢者医療特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して4676万円増の総額6億3696万7000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、広域連合納付金の保険料等負担金として3億7232万6000円、療養給付費負担金として2億3454万円、広域連合事務費負担金として800万円、保健事業費の個別健康診査等事業委託料として1508万7000円、人間ドック検査委託料として139万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、後期高齢者医療保険料として3億1432万4000円、一般会計繰入金として3億773万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第15号令和2年度大治町下水道事業会計予算。

第1条、令和2年度大治町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第3条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりと定める。

収入、第1款、下水道事業収益3億3287万5000円。支出、第1款、下水道事業費用2億9456万6000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款、資本的収入6億4650万8000円。支出、第1款、資本的支出、5億6483万3000円。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ862万円及び1631万5000円である。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

第6条、一時借入金の限度額は5000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費5879万2000円。

第9条、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8559万6000円である。令和2年3月4日提出、大治町長。

下水道事業会計の予算は、令和2年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計方式により運営を行うことといたしました。

支出の主な内容は、管きよ整備工事費として3億130万円、日光川下流域下水道事業建設負担金として2401万2000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国庫補助金として1億5700万円、他会計負担金として1億2335万5000円、他会計補助金として8559万6000円、一般会計出資金として1億4000万円、企業債として3億230万円をそれぞれ計上するものでございます。

○議長（横井良隆君）

日程第18、議案第16号から日程第21、議案第19号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。



○町長（村上昌生君）

議案第16号指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、左記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。令和2年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町総合福祉センター希望の家の地域福祉センター、福祉作業所さつきの家及び南部児童クラブを除く児童センターについて、社会福祉法人大治町社会福祉協議会を指定管理者として指定して管理を行わせるため議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、左記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。令和2年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町総合福祉センター希望の家の高齢者生きがい活動センターについて、公益社団法人大治町シルバー人材センターを指定管理者として指定して管理を行わせるため議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、左記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。令和2年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町東部児童クラブ、大治町西部児童クラブ、大治町南部児童クラブについて、社会福祉法人大治町社会福祉協議会を指定管理者として指定して管理を行わせるため議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。令和2年3月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。

○議長（横井良隆君）

日程第22、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は1人で議会議員の中から選出するものでございます。

任期は令和2年4月1日から2年です。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（横井良隆君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（横井良隆君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票を願います。

[投 票]

○議長（横井良隆君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、2番三輪明広議員、4番後藤田麻美子議員、6番松本英隆議員を指名いたします。

立会人の方、前へお願いいたします。

[開 票]

○議長（横井良隆君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

下方繁孝議員 9票  
松本英隆議員 1票  
吉原経夫議員 1票です。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、下方繁孝議員が当選されました。  
議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（横井良隆君）

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました下方繁孝議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

12番下方でございます。ただいま御推挙いただきましてありがとうございます。海部地区環境事務組合の代表議員として一生懸命務めます。大治町の皆さんのために努力してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

[拍手]

○議長（横井良隆君）

引き続きよろしく申し上げます。

日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件についてはお手元に配付しました表に基づき、1の内容のとおり議員を派遣しましたので御報告申し上げます。

日程第24、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

令和2年度予算及び令和元年度補正予算を審査するため、全議員で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、令和2年度予算及び令和元年度補正予算を審査するため、全員で構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

本日の本会議終了後、予算特別委員会の正副委員長を互選し報告をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時42分 散会